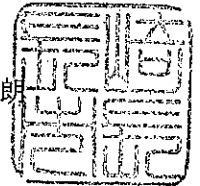


地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請がありましたので、当該申請を相当と認め、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

このことについて異議を述べる者は、長崎市長に対し異議を申し出てください。

令和 7 年 10 月 22 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 申請を行った認可地縁団体

(1) 名称

角上自治会

(2) 区域

長崎市三重町 444 番地から 501 番地まで、同町 819 番地、同町 883 番地から 886 番地まで、同町 887 番地 1、同町 887 番地 2、同町 887 番地 4、同町 887 番地 6、同町 887 番地 8、同町 891 番地 2、同町 891 番地口、同町 894 番地、同町 905 番地、同町 906 番地、同町 908 番地 3、同町 910 番地から 919 番地まで、同町 930 番地から 935 番地まで、同町 937 番地から 1029 番地まで、同町 1030 番地から 1040 番地まで、同町 1064 番地から 1071 番地まで、同町 1078 番地から 1090 番地までの区域

(3) 主たる事務所

長崎県長崎市三重町 486 番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	1487 m ²	長崎市松崎町 1694 番・1695 番合併
山林	495 m ²	長崎市松崎町 1884 番 1

(2) 上記不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 林 茂市

住 所 西彼杵郡三重村 602 番戸

氏名又は名称	久松 益平
住 所	西彼杵郡三重村 613 番戸
氏名又は名称	田添 友作
住 所	西彼杵郡三重村 628 番戸

3 申請事項に関し異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和7年 / 0 月 22 日から令和 8 年 / 月 2 / 日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項の規定による申出書及び関係書類を長崎市市民生活部自治振興課に提出すること。